



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

## 記

- 1 件名 白川浄水場消石灰循環ポンプ整備修繕
- 2 業者名 ラサ商事株式会社 札幌支店
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、凝集pH調整剤の消石灰を貯蔵槽から注入槽へ移送するために設置されているポンプ設備である。  
本修繕は、対象機器の分解整備、構成部品の交換、動作状況の確認など、総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。  
本修繕の実施にあたっては、製造元の純正部品でなければ既設とは適合せず、機器の構造、部品の製作・組立調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データと専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。  
上記業者は、対象機器の製造元である大平洋機工(株)から対象機器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。  
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

## 【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第\_\_号に該当すると判断されるため。



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

1. 件 名 藻岩下第2ポンプ場ほかポンプ設備整備修繕

2. 特定業者名 株式会社 日星電機

3. 特定理由

本修繕は、(株)日立製作所が製造したポンプ設備の整備である。

ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な点検整備および性能評価を行うことが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、製造者である(株)日立製作所からポンプ設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから、特定するものである。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

1. 件名 南沢第2ポンプ場ポンプ軸受整備修繕

2. 特定業者名 株式会社西島製作所 札幌支店

3. 特定理由

本修繕は、(株)西島製作所が製造したポンプ設備の整備である。

ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

1. 件 名 平和高台ポンプ場ポンプ設備整備修繕

2. 特定業者名 株式会社 川本製作所 北海道支店

3. 特定理由

本修繕は、(株)川本製作所が製造したポンプ設備の整備である。

ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。